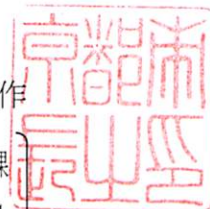


環 環 管 第 2 0 号
平 成 2 7 年 6 月 3 日

京都市教育長 在田 正秀 様

京 都 市 長 門 川 大 作

〔 担 当 環 境 政 策 局 環 境 企 画 部 環 境 管 理 課
TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 1 〕



「向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業」に係る配慮書案
に対する意見について

平成27年3月12日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別 添)

「向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業」に係る配慮書案に対する意見

京 都 市 長

○ 全般的事項

- 1 グラウンドの存在により砂埃や騒音による周囲への影響が想定されることから、環境要素に供用時の大気環境を追加すること。
- 2 小・中学校の建設という計画特性上、事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素に加えて、学習環境も評価対象とすること。